

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

## 後期高齢者医療制度

# 長寿医療制度のお知らせ

例)平成20年8月の年金からのお支払いで、平成20年度保険料のお支払いが終わっている方

平成20年度  
【平成20年度 当初 保険料納期別内訳】 (単位:円)

| 保険料軽減区分 | 4月    | 6月    | 8月    | 10月   | 12月   | 2月    | 20年度保険料 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 均等割7割軽減 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 2,200 | 2,200 | 2,200 | 12,900  |

年金からのお支払い

7割軽減が  
8.5割軽減へ

平成20年度の年度途中における保険料軽減措置の変更により、8月の年金からのお支払いで平成20年度保険料のお支払いが完了となりました。

【平成20年度 変更後 保険料納期別内訳】 (単位:円)

| 保険料軽減区分   | 4月    | 6月    | 8月    | 10月 | 12月 | 2月 | 20年度保険料 |
|-----------|-------|-------|-------|-----|-----|----|---------|
| 均等割8.5割軽減 | 2,100 | 2,100 | 2,100 | 0   | 0   | 0  | 6,300   |

年金からのお支払い 軽減措置の変更により8月の年金でお支払いが完了しました。

平成20年度の途中で保険料額が12,900円から6,300円に変わりました。

平成21年度

【平成21年度 当初 保険料納期別内訳】 (単位:円)

| 保険料軽減区分   | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 12月   | 2月    | 20年度保険料 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 均等割8.5割軽減 | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 6,300   |

9月分までは、納入通知書又は口座振替によりお支払いください。  
10月以降は、年金からのお支払いとなります。(口座振替に変更されている方は除きます。)

昨年10月以降、年金からの保険料のお支払いがなかった方は、今年度の保険料のお支払い方法が年度途中で変わります。

**平** 成20年度の保険料のお支払いが、保険料軽減措置(均等割8・5割軽減、所得割5割軽減)により平成20年8月の年金からのお支払いをもって、年間保険料のお支払いが終わっていた方が、今年度の保険料を年金からのお支払いとされている場合は、9月までは納入通知書又は口座振替によるお支払いと

なり、10月からは年金からのお支払いへと年度途中で変わりますので、ご注意ください。(手続きにより口座振替に変更することができません。)

保険料のお支払い方法を「口座振替」に変更できます。  
口座振替への変更をご希望される方は住民課国保医療係、洞爺総合支所、温泉支所各窓口へお申し出ください。

今年度の保険料のお支払い方法につきましては、すでにお送りしています平成21年度後期高齢者医療保険料納入通知書によりご確認ください。

ご注意ください  
口座振替へ変更しても、年間保険料は変わりません。

既に年金からのお支払いから口座振替への変更手続きをされている方は、改めてお申し出いただく必要はありません。国民健康保険料(税)を口座振替によるお支払いをされていた方も、長寿医療制度へ入された場合は、お手数ですが、再度口座振替の手続きが必要となります。

年金からのお支払いなどから口座振替に変更となる時期はお申し出の時期により異なります。

保険料の支払い額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。なお、加入者本人以外の口座からのお支払いの場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象となります。

年金からのお支払いなどから口座振替への変更を希望されない方は、お手続きの必要はありません。

